

パドセブの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

○ 費用対効果評価結果に基づく価格調整について。

パドセブについて、令和5年2月15日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

<費用対効果評価結果に基づく価格調整係数>

対象集団	比較対照技術	有用性加算等の価格調整係数 (β) ※1	患者割合 (%)
がん化学療法後に増悪した根治切除不能な尿路上皮癌			
プラチナ製剤を含む化学療法歴を有し、免疫チェックポイント阻害薬による治療中または治療後に病勢進行が認められた成人の局所進行性または転移性尿路上皮癌患者	パクリタキセル	0.1	100

※1 本品は薬価収載時に類似薬効比較方式 (I) で算定され、有用性加算が適用されていることから、以下の算式を用いて価格調整後の薬価を算出する。

$$\text{価格調整後の薬価} = \text{価格調整前の薬価} - \text{有用性加算部分} \times (1 - \beta)$$

<価格調整後の薬価>

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類	費用対効果評価区分	適用日※2
1	パドセブ点滴静注用 30mg	エンホルツマブ ベド チン (遺伝子組換え)	アステラス 製薬 (株)	30mg1 瓶	99,593 円	91,444 円	注 429 その他の腫瘍用薬	H1 (市場規模が ¹ 100 億 円以上)	令和5年6月1日

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。